

(保 84)

平成 23 年 6 月 24 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長  
中 川 俊 男

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における  
医療保険関係の特例措置について」の一部改正について

東日本大震災（以下、「大震災」という。）の復旧対策を盛り込んだ平成23年度第一次補正予算の成立により、被災された方に係る医療保険関係の特例措置として、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費等に係る自己負担額（以下、「一部負担金等」という。）の支払いを免除することとし、その取扱いにつきましては、平成23年5月9日付け（保48）にてご連絡申し上げたところであります。

今般、平成23年6月16日に原子力災害対策本部が、事故発生後1年間の積算線量が20 mSv を超えると推定される「特定避難勧奨地点」を定め、そこに居住する住民に対して注意喚起や避難の支援や促進を行う方針を示したことに伴い、「特定避難勧奨地点」に居住し、避難を行っている方につきましても、「特定避難勧奨地点」として特定した旨の通知があった日から、一部負担金等の支払い免除の対象とすることとなり、別添のとおり局長通知が一部改正されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

**【添付資料】**

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」の一部改正について

(平 23. 6. 21 保発 0621 第 5 号 厚生労働省保険局長)